

霧が丘学園 いじめ防止基本方針

第1章 いじめ防止に向けた学校の考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの【いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条】。

「法」では、いじめを見落とすことのないよう、いじめを広くとらえており、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立って行うことが必要。

2 いじめ防止等に向けての基本理念

- (1) いじめは、どの集団、どの学校、どの子どもにも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) 特定の子どもや立場の人だけの問題にせず、霧が丘地域をはじめ、広く社会全体で真剣に取り組む。
- (3) いじめのない社会実現に向け、学校、行政機関、保護者、地域など市民がそれぞれの役割を自覚し、相互協力し、活動する。
- (4) 子どもは、自らが推進者であることを自覚し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

第2章 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

1 委員会の構成員

学校いじめ防止対策委員会	
小学部	中学部
校長・准校長・副校長・教務主任・養護教諭 人権指導部長・児童指導部長・児童支援専任 生徒指導専任	校長・副校長・教務主任・養護教諭 学年主任・生徒指導部長・児童支援専任 生徒指導専任

※必要に応じて心理や福祉、弁護士、医師、警察関係者等の外部専門家の参加を求める。

※小学部・中学部では、児童生徒の情報共有やいじめ防止・早期発見・対応において連携をする。

2 委員会の運営

- (1) 「学校いじめ防止対策委員会」は、「企画会議」や「児童生徒部会」「生徒指導部会」等、既存の組織とは兼ねず、別に置き、定期的に月1回以上行う。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催するものとする。
- (2) 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 委員会の活動内容

- (1) いじめ防止対策委員会を組織の中核とし、いじめに関わる取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正。
- (2) いじめの相談・通報の窓口。
- (3) いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集・記録・共有。
- (4) いじめ事案が発生した場合、情報の迅速な共有、関係のある児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携等の対応の組織的な実施。

第3章 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

1 いじめの未然防止

- (1) 横浜プログラムを計画的に実施し、自己有用感の醸成をはかる。
- (2) 集会や行事等の集団活動を通じて、いじめ防止の啓発や他者理解の意識を育てる。
- (3) 普段より児童生徒との関わりを密にし、情報収集に努める。
- (4) 児童生徒の普段の様子に目を向け、職員間の情報交換を密にする。

2 いじめの早期発見

- (1) 定期的に学校生活アンケートを実施する。
- (2) いじめ解決一斉キャンペーンを実施する。
- (3) 教育相談を活用する。

3 いじめに対する措置

- (1) いじめの兆候や懸念、訴えがあった場合は、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」に報告・相談し、管理職のリーダーシップの下、組織的に対応方針を決定し対応する。
- (2) 犯罪行為にあたると認められる場合、警察等関係機関や専門機関と連携をとり対応する。

4 いじめ解消

「いじめの行為が少なくとも3か月止んでいること」「当該児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

5 研修

- (1) 児童生徒理解研修を実施し、職員全体で子どもを見守る。
- (2) 夏休み等、長期休業期間を利用し、教職員の資質向上を図る。

6 P T A、学校運営協議会等との連携

- (1) 保護者や地域住民と共に、青少年の健全育成を目指す。
- (2) 学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進する。

7 年間計画

月	活動内容		
	小学部	中学部	小中共通
4	学級引き継ぎ会議 授業参観・懇談会 生活アンケート	生徒指導研修会 学級懇談会 ふれあい面談 生活アンケート	職員会議・指導部会 教育相談 学家地連 いじめ防止対策委員会
5	地域訪問 児童理解研修 生活アンケート	ふれあい面談 生活アンケート	職員会議・指導部会 教育相談 いじめ防止対策委員会
6	Y P アセスメント 特別支援委員会 人権移動教室	生活アンケート	職員会議・指導部会 教育相談 いじめ防止対策委員会
7	「わたしの学校生活」しらべアンケート 個人面談 横浜子ども会議	「わたしの学校生活」しらべアンケート 個人面談(三者面談) 人権教育 横浜子ども会議 生活アンケート	職員会議・指導部会 教育相談 いじめ防止対策委員会
8		ふれあい面談	職員会議・指導部会 教育相談・職員研修会 いじめ防止対策委員会
9	学級懇談会	ふれあい面談	職員会議・指導部会

	生活アンケート	生活アンケート	教育相談 いじめ防止対策委員会
10	生活アンケート	生活アンケート オープンスクール	職員会議・指導部会 教育相談 いじめ防止対策委員会
11	人権教育 生活アンケート	生活アンケート	職員会議・指導部会 教育相談 いじめ防止対策委員会
12	いじめ解決一斉キャンペーン 個人面談	いじめ解決一斉キャンペーン 個人面談(三者面談) 全校集会 生活アンケート	いじめ解決一斉キャンペーン 職員会議・指導部会 教育相談 いじめ防止対策委員会
1	「わたしの学校生活」しらべアンケート	「わたしの学校生活」しらべアンケート ふれあい面談 生活アンケート	職員会議・指導部会 教育相談 いじめ防止対策委員会
2	YPアセスメント 授業参観・懇談会	学級懇談会(7.8年) 生活アンケート	職員会議・指導部会 教育相談 いじめ防止対策委員会
3	生活アンケート	人権学習 生活アンケート	職員会議・指導部会 教育相談 いじめ防止対策委員会

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

例えば、○児童生徒が自殺を企図した場合
 ○身体に重大な障害を負った場合
 ○金品等に重大な被害を被った場合
 ○精神性の疾患を発症した場合
 ○児童生徒や保護者から、いじめによる重大な被害が生じたと申し立てがあった場合などのケースが想定される。

(2) 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。

(3) 重大事態の調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中心として、直ちに対処するとともに、再発防止に視点をおいた調査を実施し、調査結果を教育委員会に報告する。

(4) 児童生徒・保護者への報告

いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

9 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。